

## 中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について

平成 13 年 10 月 23 日  
平成 17 年 3 月 31 日改正  
平成 19 年 3 月 30 日改正  
平成 20 年 5 月 14 日改正  
平成 21 年 11 月 30 日改正  
平成 24 年 12 月 14 日改正  
平成 25 年 10 月 11 日改正  
平成 26 年 7 月 3 日改正  
平成 27 年 12 月 11 日改正  
土 壤 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）  
第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会に  
ついて次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤環境基準小委員会、土壤制度小委員  
会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会を置く。
2. 小委員会の委員長に事故があるときは、土壤農薬部会長の同意を得てあら  
かじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理す  
る。
3. 土壤環境基準小委員会は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条  
第 1 項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準の設定及び改訂に関する専  
門的事項について調査審議する。
4. 土壤制度小委員会は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関す  
る、今後の土壤汚染対策の在り方について調査審議する。
5. 農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号か  
ら第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和  
46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 1 号イ、第 3 号及び第 4 号の環境大臣  
の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」とい  
う。）の設定若しくは改定に関する事項、法第 2 条第 1 項の規定に基づく特定  
農薬の指定若しくは変更並びに法第 12 条の規定に基づく農薬を使用する者

が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

6. バイオレメディエーション小委員会は、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。

7. 土壌環境基準小委員会、土壌制度小委員会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壌農薬部会の決議とすることができる。

8. 部会長は、土壌環境基準小委員会、土壌制度小委員会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会に出席し、意見を述べることができる。